

別紙Ⅰ 法内報酬について

対象事業	加算名・加算単位	概要	機能					※Ⅰ 届出
			相談	緊急	体験	専門	地域	
計画相談支援※ 2	地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回	緊急に支援の必要が生じた利用者又はその家族等からの要請に基づき短期入所を利用するための調整等を行った場合に加算する(月4回まで)。	○					○
計画相談支援 自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援	地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月	機能強化Ⅰ又はⅡを算定し、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援を一体的に運営又は自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が連携して運営されている相談支援事業所等において、常勤で一以上の情報連携等を担うコーディネーターを配置する場合に加算する。	○					○
通所系事業※3	緊急時受入加算 100単位/日	関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。		○				○
訪問系事業※4	緊急時対応加算 100単位/回 拠点の場合+50単位	利用者又はその家族等からの要請に基づきサービス計画の変更を行い、計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に、加算する。		○				△
自立生活援助 (地域定着支援)	緊急時支援加算 (緊急時支援費) 加算又は基本報酬に、 拠点の場合+50単位	緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に、算定する。		○				△
短期入所	緊急短期入所受入加算 270単位/日 (福祉型・共生型) 500単位/日 (医療型)	居宅においてその介護を行う者の急病等により、緊急的にサービス提供を行った場合に、緊急利用者に対して初日から7日を限度に加算する(やむを得ない事情がある場合は14日)。		○				×
	地域生活支援拠点等の 場合の加算 100単位/日 重度障害者を支援する 場合+200単位	拠点等として、短期入所等の利用を開始した日について加算する(100単位)。 加えて、市及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケア、重症心身障害又は強度行動障害を有する利用者に対して支援を行った場合、更に加算する(200単位)。		○				○

※Ⅰ 届出：届出とは、市によって地域生活支援拠点等の機能を担うものとして位置付けられ、その旨を運営規程に記載し指定権者に対して届出を提出することを指します。

「○」は算定にあたっては届出が必須のもの(計画相談支援については地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していることでも算定可能。)

「△」は一部は届出なしで算定可能、一部は届出が必須のもの

「×」は届出なしで算定可能なもの

※2 計画相談支援：指定特定相談支援事業及び障害児相談支援事業のこと

※3 通所系事業：生活介護、自立訓練(機能訓練及び生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型及びB型)のこと

※4 訪問系事業：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護のこと

<備考>

・重度障害者等包括支援については、市内に提供事業所が無い場合記載を省略しています。

・概要に記載していない要件等が別途設けられている場合がございます。詳細は各関係告示等をご参照ください。

対象事業	加算名・加算単位	概要	機能					届出
			相談	緊急	体験	専門	地域	
通所系事業 地域移行支援	体験利用支援加算 (障害福祉サービスの体験利用加算) ・利用開始から5日目 500単位/日 拠点の場合+50単位 ・6日目～15日目 250単位/日 拠点の場合+50単位	地域生活への移行に向けて、地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、その援助等を行った場合に利用支援の日数に応じて15日以内に限り加算を算定する。 ※体験利用へ送り出す事業所が算定できる加算			○			△
施設入所支援	地域移行促進加算 Ⅰ：120単位/日 Ⅱ：60単位/日	入所する利用者が、地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合に、加算を算定する。 Ⅰ：拠点等として連携担当者を1名以上配置し、体験宿泊に係る連絡調整その他の相談援助を実施した場合に加算を算定する。 Ⅱ：拠点等と連携の上、地域生活への移行に向けた支援(宿泊を伴わないものに限る)を職員が同行の上実施した場合に加算を算定する(事業所の見学や、地域の暮らしを想定した体験等)。			○			△
地域移行支援	体験宿泊加算 Ⅰ 300単位 拠点の場合+50単位 Ⅱ 700単位 拠点の場合+50単位	単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に加算を算定する。 Ⅰ：単身での生活に向けた体験的な宿泊支援を行った場合に加算を算定する。 Ⅱ：夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合で、宿泊場所に夜間従事者を配置又は一晩につき複数回以上宿泊場所への巡回を行った場合に加算を算定する。			○			△
計画相談支援	地域体制強化共同支援加算 2000単位/回	支援が困難な利用者等に対して同意を得て、当該事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者のうち3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導等を行い、協議会に対して文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度に加算を算定する。					○	○

別紙2 市単独報酬について

対象事業	報酬名・報酬額	概要	機能					届出
			相談	緊急	体験	専門	地域	
計画相談支援	緊急調整費 7,630円/回	拠点事業における緊急時に、利用先への必要な情報提供及び利用調整を行った場合、対象者1人につき月4回までを限度に算定する。	○					△
障害福祉サービスとして宿泊を提供する障害福祉サービス事業以外の事業	緊急宿泊費 19,470円/日	緊急時に、短期入所事業所等、通常障害福祉サービスとして宿泊を提供する障害福祉サービス事業所等において、受入が困難であり、やむを得ずその他の場所において宿泊の受入を行った場合に、その報酬を算定する。		○				△
障害福祉サービスとして介護を提供する障害福祉サービス事業以外の事業	緊急介護支援費 30分を1単位として、 1,267円/1単位	居宅介護事業所等、通常障害福祉サービスとして介護を提供する障害福祉サービス事業所等において、受入れが困難であり、やむを得ずその他の事業所等の職員が介護の提供を行った場合に、その報酬を算定する。		○				△
	緊急対応諸経費 対象者1人あたり上限 20,000円/日 14日を限度に支給	拠点事業における緊急対応時にかかる諸経費（食費、日用品費、交通費、宿泊費）について、実費負担額を補助する。		○				△